

## 印西市児童及び生徒通学費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安全な通学手段の確保を目的として、児童及び生徒の一般乗合旅客自動車の利用に要する経済的な負担を軽減することで、一般乗合旅客自動車の利用を促進するため、当該児童及び生徒の通学に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 市内に住所を有し、本市が設置する小学校に在籍する者をいう。
- (2) 生徒 市内に住所を有し、本市が設置する中学校に在籍する者をいう。
- (3) 保護者 児童又は生徒と同居し、その養育をする者をいう。
- (4) 通学距離 通学に要する自宅から学校までの徒歩による片道の距離をいい、通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱において、補助対象となる者は、通学上の安全を確保するため、常態として一般乗合旅客自動車を利用して通学することを校長が認め、一般乗合旅客自動車の定期乗車券を購入し、当該交通機関を利用して通学する次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒の保護者とする。

- (1) 通学距離が4キロメートル以上の児童
- (2) 通学距離が6キロメートル以上の生徒
- (3) その他特に市長が認めたもの

### (補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、最も経済的な経路及び方法により通学する場合の通学に要する一般乗合旅客自動車の定期乗車券の購入費とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の全額とする。

2 定期乗車券の解約により払戻しを受けた分にあつては、補助の対象としな

い。

3 定期乗車券を滅失し、又は紛失した場合において、定期乗車券を再度購入するために要する経費については、補助の対象としない。

4 年度の途中において、補助対象者に該当し、又は該当しなくなった場合及び通学の方法に変更が生じた場合における補助金の額は月割りとする。

(適用除外)

第6条 次のいずれかに該当する場合はこの要綱を適用しない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令等により、通学に要する費用について助成を受けている場合

(2) 学区外就学(選択学区含む)、区域外就学、小規模特認校制度利用など指定校以外に通学している場合

(3) 印西市教育委員会が運行するスクールバスを利用している場合

(補助の申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、児童及び生徒通学費補助金交付申請書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、児童及び生徒通学費補助金実績報告書(別記第2号様式)に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の請求)

第9条 規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、児童及び生徒通学費補助金交付請求書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。